

厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業研究事業）  
分担研究報告書

高額療養費と一部自己負担について

研究協力者 佐藤雅代 国立社会保障・人口問題研究所客員研究員

研究要旨

医療費の実質自己負担について考慮するため、高額療養費及び医療費控除による還付額を算定し、分析した。

保険者の規模に関わらず、一定程度で高額療養費該当世帯が発生することがわかった。また、高額療養費の算定を、医療機関単位ではなく、個人単位での医療費の集計からはじめると、5%程度、高額療養費の額が多くなることがわかった。

A. 研究目的

高額療養費制度は、医療保険側からの個人のリスクヘッジであり、個人の負担を軽減している。また、被保険者からみると、医療費控除による還付も、医療費負担の軽減である。これらの軽減は、結果的には、保険者及び国庫負担によって賄われている。したがって、どの程度高額療養費が発生するかを分析し、国保の財政運営の資料とする。

B. 研究方法

平成9年度の、北海道・千葉・長野・福岡の国保レセプトデータを用いて、集計すると同時に、国民健康保険事業年報等の公表データを用いる。

（倫理面への配慮）

あらかじめマスキングされたデータを使用することで、倫理面に配慮する。

C. 研究結果

高額療養費の発生件数及び、発生件数に応じた金額を、保険者単位で算定した。それと同時に、医療費控除による還付額を算定し、被保険者の実質的な自己負担額を導出した。

D. 考察

被保険者にとっては目に見えない負担である高額療養費の保険者負担及び国庫負担、医療費控除の還付を、被保険者自身の負担として考える必要がある。

E. 結論

医療機関のレセプト単位で考えるのか、個人或いは世帯単位の医療費で考えるかで、高額療養費の算定額が変化する。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表  
特になし
2. 学会発表  
特になし

H. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

## 高額療養費と一部自己負担について

佐藤雅代（国立社会保障・人口問題研究所 客員研究員）

### 1. はじめに

保険医療にかかわって、表立って見える被保険者の負担は、保険料負担と、国庫負担分を租税により負担している。そして、医療サービスを受けた場合には、それらに加えて一部自己負担がある。さらに、自己負担が一定水準以上である場合には、高額療養費によりそれが軽減される。加えて、医療費控除を行うと、国庫負担分にまわるはずの所得税・住民税・市町村民税の負担が軽減されると同時に、自己負担分が税額控除分からの払い戻しということになる。

つまり、高額療養費に該当する人の負担というのは、保険料と一部自己負担金（－高額療養費－医療費控除）となり、実際に受けたサービスに対してその負担が非常に軽いものとなる。疾病や怪我といった、突発的に発生する被保険者のリスクをカバーするために必要な機能であるが、保険者としてはそれらのリスクをあらかじめ考慮して収入を確保することを考えなければならない。つまり、国保破綻を避け得る程度の保険料収入を確保すべきであるし、支出の範囲も限定するべきかもしれない。そのためには、高額療養費がどの程度発生しているかを知ることが必要なのではないだろうか。

この問題は、結局、だれが、医療費を負担するか、ということに帰着する。国民皆保険の概念から、広く浅く、国民全体でファイナンスすることが良しとされているが、医療各制度のバランスの問題もある。特に、高額療養費といった突発的な事象に関しては、保険者（特に国保のような小規模保険者）での負担というより、広く浅く国民全体で負担したほうがよいのかもしれない。また、通常の保険の範囲に関しては、世帯ごとの応益割と応能割による保険料率徴収に加えて、保険事故発生を鑑みた保険料設定が必要かもしれない。これらの問題に対する考察をするために、平成9年度国民健康保険の、4道県（北海道・千葉・長野・福岡）のレセプトより、一般被保険者の入院・入院外のデータを用いて、分析を行う。

## 2. 被保険者の負担に関して

### 2-1. 保険料負担

国民健康保険事業に要する費用に充てるために、市町村は世帯主から（組合は組合員から）、保険料を徴収することとなっている。保険料の額は、その年に予測される国保全体の医療費から、受診のとき患者が負担する分と国などの補助金を除いた額となる。各世帯に対する保険料は所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額を基準として計算される。

所得割額：加入者の前年中の所得から一定額を控除し、その額に一定率を掛けた額

資産割額：各世帯の加入者の当該年度の固定資産税額に一定率を掛けた額

被保険者均等割額：各世帯の加入者の数に応じて一人あたりいくらかと計算した額

世帯別平等割額：各世帯に均一の額

平成9年度の調停額を、表1に示す。

### 2-2. 一部自己負担額

医療保険は、疾病、負傷、死亡又は分娩など短期的な経済的損失について保険給付をする制度であり、医療給付は金銭を支給する方法をとらず、医療機関にかかった費用を、保険者から支払うという現物給付の形をとるのが原則である。しかし、費用がすべて保険者によって賄われるわけではなく、その一部は医療サービスをうけた本人による自己負担となる。例えば、国民健康保険では、一般被保険者に関しては①3割と②外来薬剤分が、退職被保険者に関しては①本人2割、家族は入院2割、外来3割、②外来薬剤分が、一部自己負担に該当する。

### 2-2. 高額療養費

一般被保険者の一部自己負担額は、医療費全体の3割ではあるが、かかった費

用総額が大きくなると、その負担額は著しく大きくなる。そのために、高額療養費制度が整備されている。その歴史的経緯を、表2に示す。

法定給付として、高額療養費が実施されるのは昭和50年からであり、患者負担限度額は3万円であった。当初は、家族療養費であった。昭和55年には、市町村民税非課税者に対しては、一般の限度額よりも低い限度額を設定し、高額の自己負担の重みを分かち合っている。現在では、所得に応じて、上位所得者（月収56万以上）、一般、低所得者（市町村民税非課税者）の3区分で、高額療養費の設定が異なる。現行では、一般で $(63600 + \alpha)$ 円である。

高額療養費制度とは、被保険者が同一月内に同一保険医療機関等において療養の給付等を受けた場合（食事療養費は除く）、当該給付等に係る一部負担金の額が一定の額を超えた場合に、その超えた額を保険給付する制度及びその金額である。簡単にいうと、病気やケガなどで医療機関にかかり、医療費の自己負担額が高額になった場合、一定額を超えた分について申請すると、払い戻しを受けられる制度である。

高額療養費制度は、被保険者にとっては一部自己負担を軽減する制度であり、保険者にとっては給付が増大する制度である。高額療養費給付分は保険者の負担ということになる。なお法定給付なので、給付の半分は国庫負担であるが、保険者は、高額療養費の発生確率を考慮して給付計画をたて、保険料の徴収をおこなう必要がある。

### 2-3. 医療費控除

医療費控除という制度がある。これは、自分自身や家族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができるという制度である。医療費控除は、所得金額から一定の金額を差し引くもので、控除を受けた金額に応じた所得税が軽減される。

控除を受けるためには、医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出しなければならないので、かならずしもすべての人が控除をうけるわけではない。しかし、ここでは、世帯は合理的であるとするので、すべてが申告するとして考える。さらに、所得が十分あって、税控除の余裕があるものとする。

所得控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額（最高で200万）と

なる。

(実際に支払った医療費の合計額－イの金額)－ロの金額

イ 保険金などで補てんされる金額

(例) 生命保険契約などで支給される入院費給付金、健康保険などで支給される療養費・家族療養費・出産育児一時金など

ロ 10万円

(注) その年の所得金額の合計額が200万円未満の人はその5%の金額したがって、医療費控除の対象となる金額が100万円とすると、所得税率が10%なら、10万円分の所得税を払わなくてすむ。つまり、10万円の払い戻しがあるのと同じである。また、住民税の所得割の分についても、例えば税率が2%なら、2万円分の払い戻しがある。つまり、所得控除により、12万円の還付を受けることになるので、その分、自己負担が軽減されることになる。

### 3. 保険者の負担に関して

国民健康保険事業運営のための財源は、保険料(税)、国庫負担(補助)金、都道府県補助金、市町村の一般会計からの繰入金等である。これらの財源の大半を占めるのが、保険料(税)と国庫負担(補助)金である。平成9年度の、市町村の収支状況について、表3に示す。

国庫補助国民健康保険の被保険者は、一般に所得の低い階層の人々が多いとされ、保険料の負担能力に乏しく、また、他の被用者保険のように保険料の事業主負担がない等のため、保険料のみをもって国民健康保険事業を運営することが困難な実情にあるので、国民健康保険事業運営について、保険財政の健全化を図るために、高率かつ高額な国庫補助(負担)が行われている。

国庫負担に関する制度としては、高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和するため、国民健康保険団体連合会が実施している高額医療費共同事業に対して昭和63年の法律改正により、国及び都道府県がその費用の一部を補助できることとし、それによって、交付基準額の引き下げ等共同事業の強化拡充を図っている。平成7年の改正においては、当該事業の拡充・強化を図り、国保中央会による著しく高額な医療給付についての全国単位での共同事業の

創設、当該共同事業に対する国庫助成の創設（平成7年度：20億円）、国保連の事業に対する補助（都道府県への地方財政措置）の増額（190億円→310億円）、当該共同事業を国保法において位置付けた。なお、平成9年度からは、国保連への補助（都道府県への地方財政措置）がさらに90億円増額され、総額で400億円となっている。

#### 4. 分析

平成9年度国民健康保険の4道県のレセプトデータから、一般被保険者の入院と入院外のレセプトを抜き出す。

##### 4-1. データの概要

本分析の対象範囲を示すために、保険種別・区分ごとのレセプト枚数及び決定点数を表5に示す。なお、当該年度の4道県に関するデータを参考表1に示す。

##### 4-2. 一部自己負担の計算

以下のようなステップで、高額療養費の金額、該当世帯を推計した。

1. 決定点数10000点未満のレセプトを除外
2. 決定点数10000点以上のレセプトを、各世帯で合算
3. 各世帯の合計が決定点数21200点以上なら高額療養費該当
4. 4月時点から数えて、4回目以降の該当世帯については、長期該当
5. 1で除外したレセプト分の決定点数を各世帯にもどす。
6. 一部自己負担、高額療養費、医療費控除対象額を計算

表6に、決定点数で区分したレセプトの概要を示す。

総費用（決定点数×10円）の3割を一部自己負担①とすると、

一部自己負担②＝一部自己負担①－高額療養費

実質自己負担③＝一部負担②－医療費控除による還付分

以上の結果を、表7に示す。なお、保険者（市町村）ごとの結果は、参考表2

に示す。なお、表頭は、高額療養費該当回数である。

高額療養費の算定については、所得水準により、高額療養費の算定水準が変るにもかかわらず、そこを把握することができなかった。そのため、全員を、市町村民税課税世帯で、基礎控除後の所得水準が670万円以下の、いわゆる一般水準として算定した。また、1年分のデータしかないので、全世帯について、平成9年3月以前については、高額療養費の適用がなかったものとして計算している。特定疾病に認定されている被保険者の自己負担限度額は10000円/月だが、この点についても不明なので、特定疾病対象者はいないものとしている。

医療費の控除については、すべての世帯が医療費控除の申告をしているとは限らない。また、医療費控除の対象となるのは最高210万円までである。限度まで高額の世界はなかったが、限度以下でも、医療費控除対象額より、税額のほうが小さい場合、医療費控除による還付は税額までである。

#### 4-3. 高額療養費のカバー範囲

高額療養費の対象となるのは、各個人の医療機関のレセプト単位である。そのために、前節の1のステップが入るわけであるが、最初の段階で小額レセプトも含めて個人で合算した場合と、最初の段階で小額レセプトも含めて世帯合算した場合について見てみると、表8の通りになる。また、保険者単位で、前者を参考表3に、後者を参考表4に示す。

高額療養費の計算が容易になることに加えて、対象となる世帯・金額が増えることがわかる。個人単位で集計すると3%前後の増加、世帯単位で集計すると5%前後の増加になる。これは、被保険者にとっては負担減だが、保険者にとっては負担増である。

集計単位の違いは、小額レセプトを高額療養費算定に反映するかどうかの違いである。小額レセプトの自己負担分を加算して高額療養費を算定することは、被保険者にとっては、負担減となり望ましいことになる。

#### 5. まとめと今後の課題

高額療養費制度により、被保険者の一部自己負担が軽減されている状況が

わかった。また、医療費控除制度も、小さな割合ではあるが、自己負担の軽減をもたらしている。特に、高額療養費が4回以上の世帯に関しては、この割合が大きくなっている。

高額療養費の対象となるような世帯は、その定義にもよるが、ある一定割合においては避けられない。どこまでを保険で負担するか、どこまでをその他で負担するかを考える必要がある。小規模な保険者の場合、たとえ国庫負担が半分としても、給付を賄えなくなり、財政が破綻してしまう可能性が否めない。高額な医療費を必要とする一部の人たちに関しては、保険者というより、国或いは都道府県単位でカバーしていく必要があるのかもしれない。その意味で、保険者の規模の問題、カバーする対象の問題を、今後とも検討したい。

医療費を含めた社会保険料負担に関しては、税方式か社会保険方式かといった議論も散見される。そのような中、国民健康保険では、すでに保険料（税）と明記している。これは、市町村にあつては、保険料にかえて地方税法の規定による国民健康保険税を課することができるためではあるが、そもそも被保険者にとっては、税でも保険料でも負担は負担であり、同じである。自分がどの程度負担をして、どの程度の給付を受けているのかを知ることは、大切であろう。そして、保険が打ち出の小槌ではないことを知り、負担増や給付削減を覚悟するためにも、実情を知る必要がある。

保険給付に関しても、国庫負担が約5割入っている点、医療費控除により還付がある点を考えると、自己負担の他に多くの負担によって医療保険制度が成立していることがわかる。それらの負担も、結果的には税を通じて、被保険者がしていることを、認識しなくてはならないだろう。このことは、国民健康保険が持続可能な健康保険であるためにも、保険者もしっかり認識する必要がある。

今後は、保険者の収支バランスをシミュレーションしたい。所得あるいは世帯の調停保険料額のデータ等がついたデータが出てくれば、なお、詳細に被保険者個人、世帯、保険者について分析することが可能になると考えている。



表1 平成9年 保険料(税)現年分調停額

	1世帯当たり	1人当たり	収納率
	円	円	%
総数	166,608	80,202	93.47
(再掲)市町村			
総数	156,952	76,630	92.38
一般	151,588	74,529	91.42
退職	149,647	93,350	98.48

表2 高額療養費制度の推移

年月	事項
昭和48年9月	国民健康保険法第18次改正:健康保険法等の一部改正する法律(法律第89号-48.10.1施行、国保法については50.10.1施行)により、家族高額療養費制度が創設される(同一月、同一病院からうけた家族療養費の患者負担限度額は3万円とする)。国民健康保険では、高額療養費は任意給付。
昭和50年1月	家族高額療養費(患者負担限度額3万円)。給付期間3.5年→5年へ。
昭和50年10月	高額療養費が法定給付として実施される。自己負担限度額は3万円。
昭和51年8月	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(政令第201号-51.8.1施行)により、家族高額療養費の自己負担限度額が3万9千円に改められる。
昭和55年12月	国民健康保険法第22次改正:健康保険法等の一部を改正する法律(法律第108号-56.3.1施行)により、本人に対する高額療養費が新設され、従来の家族に対する高額療養費は家族高額療養費とされる。市町村民税非課税者(本人・家族)に対する限度額は1万5千円とする。
昭和56年3月	市町村民税非課税者(本人・家族)に対しては限度額を1万5千円とする。
昭和57年8月	健康保険法施行令等の一部改正(政令第232号-57.9.1施行)により、家族高額療養費の自己負担限度額が57年9月1日より4万5千円(被保険者が市町村民税非課税者の場合は1万5千円に据え置き)に引きあげられる。老人保健法が施行されるまでの間70歳以上の者、寝たきり老人等は限度額を3万9千円とする。
昭和58年1月	家族高額療養費の自己負担限度額が5万1千円に引き上げられる(市町村民税非課税世帯である場合は、3万9千円)。
昭和59年8月	国民健康保険法第25次改正:高額療養費制度の見直し ①自己負担限度額は、一般は月5万1千円、低所得者は入院・外来とも月3万円。 ②世帯合算は、自己負担が月3万円(低所得者は2万1000円)以上のレセプトについて、月単位・世帯単位に自己負担額を合算し、①の限度額を超える部分を高額療養費として支給。 ③高額療養費多数該当世帯の負担軽減として、前12ヶ月の間に、同一世帯で4回以上高額療養費の支給対象となる場合には、4回目以降は自己負担の最高限度を月3万円(低所得者は2万1000円)とする。 ④長期高額疾病患者の負担軽減
昭和61年4月	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(政令第135号-61.5.1施行)により、高額療養費の自己負担限度額が5万4千円(低所得者世帯については、3万円の据え置き)に改められる。
平成元年5月	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(政令第161号-元.6.1施行)により、高額療養費の自己負担限度額が5万7千円(低所得者については、3万1,800円)に改められる。
平成3年4月	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(政令第148号-3.5.1施行)により、高額療養費の自己負担限度額が6万円(低所得者については、3万3,600円)に改められる。
平成5年4月	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(政令第143号-5.5.1施行)により、高額療養費の自己負担限度額が6万3千円(低所得世帯については、3万5,400円)に改められる。
平成8年5月	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(政令第148号-8.6.1施行)により、自己負担限度額が6万3,600円(市町村民税非課税者等の限度額は、3万5,400円に据え置き)に改められる。
平成13年1月	高額療養費の見直し 自己負担に関して、一定基準以上の場合、その1%を自己負担に繰り入れ 算定基準額 一般 63,600円(平均月収の22%) + (医療費-318,000円) × 1% 上位所得者(月収56万円以上) 121,800円(月収56万円の22%) + (医療費-609,000円) × 1% 低所得者 35,400円 ただし、医療費が318,000円(上位所得者は609,000円)を超えると、その超えた分の1%が自己負担となる。  自己負担額が6万3600円(低所得者は3万5400円)を超える場合、その超える額を支給する。 ①世帯合算(同一月に3万円(低所得者は2万1000円)以上の負担が複数生じた場合は、これを合算して世帯単位で高額療養費を支給) ②多数回数該当世帯の負担軽減(前12ヶ月間に高額療養費の支給が4回以上になった時には、4回目以降の自己負担額は3万7200円(低所得者2万4600円)) ③長期高額疾病患者の負担軽減(血友病、人口透析を行う慢性腎不全の患者については、自己負担限度額は1万円)

表3 平成9年度収支状況(市町村)

科目	収入		支出	
	決算額	構成比	決算額	構成比
保険料(税)	2,873,436	36.67%	188,877	2.50%
一般被保険者分	2,465,936	31.47%	5,106,271	67.70%
退職被保険者分	407,500	5.20%	3,792,764	50.28%
国庫支出金	2,796,764	35.69%	394,818	5.23%
療養給付費交付金	911,060	11.63%	1,294,922	17.17%
都道府県支出金	52,970	0.68%	66,763	0.89%
一般会計繰入金	286,422	3.65%	18,584	0.25%
繰越金	258,080	3.29%		
その他	657,853	8.39%		
合計	7,836,585	100.00%	7,542,996	100.00%
収支差引残	293,589			
			1,995,925	26.46%
			251,923	3.34%
			18,584	0.25%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,995,925	26.46%
			251,923	3.34%
			18,584	0.25%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
			188,877	2.50%
			3,792,764	50.28%
			66,763	0.89%
			1,294,922	17.17%
			394,818	5.23%
			5,106,271	67.70%
</				

表4 データの概要

	北海道	千葉	長野	福岡
保険者数	210	64	109	97
取り扱いの無い保険者	2	16	11	0
★ 被保険者数(一般+退職)	1,525	1,331	557	1,496
★ 一般被保険者分				
★ 被保険者数(一般)	1,341	1,188	487	1,311
★ 被保険者数(一般)	937	932	318	928
診療費				
入院件数	243,629	129,094	63,476	231,332
入院外件数	4,620,125	4,010,735	1,617,438	4,667,428
入院費用額	81,459	39,406	19,005	73,565
入院外費用額	64,768	49,441	19,296	56,641
高額療養費				
高額療養費	15,475	7,667	3,382	12,688
一件当たり	91,637	84,630	83,791	78,041
件数	168,872	90,599	40,360	162,585
医療費に対する割合	10.58%	8.63%	8.83%	9.74%
医療費				
医療費	146,227	88,846	38,301	130,205
100人当たり受診件数				
入院	26.01	13.85	19.99	24.93
入院外	493.32	430.35	509.31	503.06
1件当たり診療費				
入院	334,357	305,250	299,404	318,006
入院外	14,019	12,327	11,930	12,135
1人当たり診療費				
入院	86,978	42,283	59,844	79,290
入院外	69,156	53,050	60,761	61,049

表5 分析対象の概要

		区分			
		入院	入院外	歯科	調剤
北海道	レセプト枚数(枚)				
	保険種別 一般	243,629	462,012	966,404	1,180,463
	保険種別 退職	59,719	160,462	228,019	398,166
	保険種別 老人	500,989	570,870	445,856	1,556,383
	総費用(円)				
	保険種別 一般	8,145,923,090	6,476,777,805	1,915,686,118	892,407,800
保険種別 退職	2,613,039,826	2,479,784,859	493,315,083	379,511,653	
保険種別 老人	20,489,429,668	12,120,684,209	1,204,266,728	1,915,310,323	
千葉	レセプト枚数(枚)				
	保険種別 一般	129,094	4,010,735	1,027,359	1,096,118
	保険種別 退職	28,177	1,169,349	215,543	334,066
	保険種別 老人	156,446	3,254,208	284,992	977,020
	総費用(円)				
	保険種別 一般	3,940,555,518	4,944,066,067	1,481,637,060	758,820,929
保険種別 退職	1,104,345,078	1,568,555,445	336,569,082	293,595,245	
保険種別 老人	5,746,054,177	5,856,611,544	508,247,717	1,140,006,832	
長野	レセプト枚数(枚)				
	保険種別 一般	63,476	1,617,438	362,837	331,064
	保険種別 退職	18,463	720,982	114,432	152,939
	保険種別 老人	105,334	2,254,436	186,664	491,668
	総費用(円)				
	保険種別 一般	1,900,518,970	1,929,591,681	503,849,074	252,799,371
保険種別 退職	679,812,001	944,747,910	180,470,487	140,542,889	
保険種別 老人	3,942,556,742	4,011,394,726	347,214,457	573,432,474	
福岡	レセプト枚数(枚)				
	保険種別 一般	231,332	4,667,428	1,014,139	1,799,094
	保険種別 退職	62,625	1,780,445	294,089	644,212
	保険種別 老人	430,877	5,118,294	507,679	2,026,219
	総費用(円)				
	保険種別 一般	7,356,453,771	5,664,059,457	1,930,056,242	1,164,363,454
保険種別 退職	2,429,793,861	2,523,048,527	626,793,236	517,886,654	
保険種別 老人	15,973,681,843	10,716,861,746	1,339,810,033	2,228,355,227	

表6 レセプトの概要

	北海道	千葉	長野	福岡
枚数(枚)				
0～10000点	4630077	4010721	1618789	4684748
10000～21200点	61,453	37,003	21,257	48,531
21200点から	172,224	92,105	40,868	165,481
費用(円)				
0～10000点	5,752,179,844	4,257,074,102	1,697,347,360	5,407,462,942
10000～21200点	951,217,194	575,122,570	338,925,773	733,456,673
21200点から	7,919,303,857	4,052,424,913	1,793,837,518	6,879,593,613

表7 自己負担額について

	世帯数			件数			一部自己負担(3割) (百万円)				
	北海道	千葉	福岡	北海道	千葉	福岡	北海道	千葉	福岡		
0	418,780	389,657	145,026	168,872	90,599	40,360	162,585	43,868	26,652	11,490	39,062
1	365,430	358,601	131,327	0	0	0	0	14,817	11,644	4,800	13,999
2	26,729	17,067	7,267	26,729	17,067	7,267	23,252	6,313	3,715	1,599	5,172
3	9,736	5,408	2,406	19,472	10,816	4,812	17,236	4,442	2,327	1,036	3,658
4	4,349	2,170	1,073	13,047	6,510	3,219	11,724	2,929	1,412	692	2,424
5	2,270	1,097	558	9,080	4,388	2,232	8,424	1,959	871	454	1,658
6	1,326	681	330	6,630	3,405	1,650	6,190	1,391	651	322	1,135
7	932	481	237	5,592	2,886	1,422	5,448	1,092	539	260	939
8	644	334	174	4,508	2,338	1,218	4,585	840	403	194	796
9	500	265	117	4,000	2,120	936	3,912	691	323	155	590
10	374	258	137	3,366	2,322	1,233	3,420	531	343	184	475
11	434	219	117	4,340	2,190	1,170	3,640	618	253	145	484
12	564	355	195	6,204	3,905	2,145	6,534	734	414	224	723
	5,492	2,721	1,088	65,904	32,652	13,056	68,220	7,513	3,758	1,425	7,008

  

	高額療養費額(百万円)			税の還付分(百万円)			実質の自己負担(百万円)				
	北海道	千葉	福岡	北海道	千葉	福岡	北海道	千葉	福岡		
0	15,475	7,666	3,382	1,065	563	264	957	27,329	18,423	7,844	25,416
1	0	0	0	227	129	67	190	14,590	11,515	4,733	13,810
2	2,157	1,237	507	162	87	40	131	3,994	2,391	1,052	3,379
3	2,137	1,090	483	133	70	31	115	2,171	1,167	522	1,897
4	1,677	795	382	82	40	20	72	1,170	577	290	1,041
5	1,211	513	272	52	25	13	47	696	333	169	630
6	896	406	204	36	18	9	32	459	227	110	412
7	723	343	165	28	15	7	26	341	181	88	328
8	560	253	118	21	12	6	21	258	138	71	253
9	456	198	100	19	10	4	17	217	115	50	203
10	348	214	115	15	10	5	15	169	118	63	169
11	393	137	84	18	9	5	15	207	107	56	169
12	425	220	119	25	16	9	25	283	179	97	288
	4,491	2,260	833	247	123	48	252	2,775	1,376	544	2,835

表8 高額療養費額 集計の誤差

	北海道	千葉	長野	福岡	百万円
①レセプト単位の算定	15,475	7,666	3,382		12,688
②個人単位の算定	16,043 <i>3.67%</i>	7,934 <i>3.49%</i>	3,493 <i>3.30%</i>		12,979 <i>2.29%</i>
③世帯単位の算定	16,381 <i>5.86%</i>	8,111 <i>5.80%</i>	3,567 <i>5.48%</i>		13,253 <i>4.45%</i>

斜字は、①に対する増加率を示す。



参考表1 事業年報より

	市町村	北海道	千葉	長野	福岡	(参考)総数
保険者数						
世帯数	3,249	212	80	120	97	3,415
被保険者数	19,519	839	872	331	752	21,419
被保険者数(一般+退職)	39,814	1,691	1,824	682	1,507	44,336
H9年度末						
H9年度末	1,691	1,630	1,797	671	1,496	
H9年10月1日現在						
一般被保険者分						
世帯数	17,481					
被保険者数(一般)	25,908					
被保険者数(老齢対象者)	9,476					
被保険者数(一般+老齢)	35,382					
H9年度末						
H9年度末	1,042		1,274	388	837	30,118
H9年10月1日現在						
費用額	4,739,348	239,920	188,356	64,758	202,608	5,342,829
保険者負担額	3,296,086	166,439	130,490	44,933	140,922	3,777,774
一部負担金(高額療養費含む)	1,239,634	60,630	55,230	18,810	49,656	1,363,477
薬剤一部負担額	29,693	1,589	1,236	422	963	33,510
他法優先	14	-0	1	5	0	15
国保優先	201,615	12,851	2,635	1,016	12,030	211,564
療養費合計費用額						
入院件数	5,492,222	303,794	201,946	82,493	259,469	6,029,303
入院外件数	140,056,500	5,686,311	6,192,044	2,023,665	5,030,361	162,855,511
入院費用額	1,815,464	106,709	64,472	25,783	86,750	1,996,851
入院外費用額	1,910,862	84,972	78,881	25,516	69,676	2,184,908
高額療養費	394,609	23,172	14,278	5,542	18,929	414,774
一件当たり	87,196	94,528	88,210	84,547	85,870	87,488
件数	4,525,518	245,134	161,864	65,549	220,438	4,740,922
療養費合計費用額に対する割合	8.3%	9.6%	7.5%	8.5%	9.3%	7.7%
100人当たり受診件数	21.20	25.15	15.85	21.26	27.69	20.32
入院	640.63	545.71	488.03	621.66	536.86	640.72
1件当たり診療費	330,582	351,354	319,264	312,543	334,397	333,191
入院	1,806,444	14,843	12,739	12,808	13,851	13,416
1人当たり診療費	700.79	102,408	50,606	66,451	92,883	66,301
入院	78,761	81,847	81,916	65,763	74,361	72,545
一般被保険者分						
保険料(税)	2,465,936	104,046	115,331	37,503	92,228	29,748,569
国庫支出金	2,796,764	161,066	92,585	139,910	139,910	3,105,414
収入合計	7,836,585	429,318	296,606	114,388	350,007	8,713,277
保険給付費	3,792,764	192,892	150,166	51,973	163,854	4,323,461
高額療養費	394,818	23,187	14,290	5,546	18,944	414,990
支出合計	7,542,996	423,675	285,907	107,418	340,685	8,363,035
保険料(税)現年分額停頓	151,588					
保険料(税)現年分額停頓	74,529					
保険料(税)現年分額停頓 被保険者1人当たり	91.42					
1人当たり保険給付費	163947					
1人当たり保険料(税)	74529					
保険料(税)現年分額停頓 収納率						
保険料(税)現年分額停頓 収納率	2,782,534	121,885	128,369	43,290	107,976	3,301,288
保険料(税)現年分額停頓	3,023,977	135,910	141,545	45,201	115,351	3,532,993

\* : 全被保険者分

參考表 2 - H - 1 第一節 自來水 (續) (F)

Table with multiple columns (1-12) and rows (1001-1162) containing numerical data. The table is organized into columns numbered 1 through 12, with rows numbered 1001 through 1162. Each row contains 12 numerical values corresponding to the columns.

参考表2-H-1

市町村別	合計	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1164	84,094,159	28,441,458	17,900,076	12,288,575	6,016,168	6,165,096	4,251,342	473,577	-	-	850,986	1,583,821	4,251,342	6,129,150
1165	46,750,867	17,189,822	6,200,883	4,695,872	8,691,096	7,894,926	461,869	-	-	-	790,999	-	-	865,300
1166	79,573,007	31,558,049	13,708,257	7,896,079	4,339,212	2,754,699	2,670,244	3,155,567	2,821,970	-	2,947,896	-	3,759,937	4,109,937
1167	109,221,942	41,058,134	20,647,780	12,532,365	6,889,276	4,539,961	4,235,531	2,477,365	-	2,061,854	1,941,708	2,805,885	-	10,143,714
1168	113,323,932	34,375,026	23,719,812	14,532,306	7,950,607	3,636,024	5,932,071	1,532,514	-	2,235,874	-	-	-	19,795,668
1169	16,055,268	7,123,344	4,676,694	1,828,136	857,049	788,325	-	-	981,840	-	-	-	-	-
1170	146,811,102	60,234,759	19,801,485	15,935,712	4,486,138	8,772,190	4,770,795	6,484,503	-	4,222,104	-	1,427,813	795,138	19,678,975
1171	11,747,532	5,594,195	1,870,464	1,366,788	-	-	1,127,058	-	-	-	-	1,586,709	-	-
1172	9,120,881	3,619,791	-	1,288,221	-	-	-	1,195,363	-	-	-	-	-	-
1173	80,239,134	23,802,948	14,711,322	8,102,712	2,240,322	7,768,293	21,077,947	-	6,438,096	-	859,933	1,075,539	1,894,953	11,236,869
1174	94,404,630	33,815,644	20,632,212	17,535,423	4,440,177	4,235,379	632,907	4,688,472	-	2,471,757	-	-	-	4,174,287
1175	48,712,361	14,141,065	4,473,912	4,551,939	4,615,356	1,115,159	2,014,256	1,347,182	1,841,873	738,195	1,001,634	-	3,463,659	10,608,621
1176	62,674,696	20,650,763	12,978,785	5,682,144	7,942,692	1,234,536	489,329	1,982,007	-	1,569,739	2,932,224	1,082,381	2,864,879	4,111,587
1177	11,317,719	4,688,983	1,767,068	1,215,216	-	-	783,249	1,438,052	-	-	-	621,446	-	-
1178	70,370,073	29,585,655	12,198,093	7,385,943	9,258,969	2,396,841	977,271	1,433,412	-	2,038,119	-	-	-	5,095,770
1179	77,593,463	26,517,450	12,252,450	10,601,886	6,922,284	7,683,824	1,101,540	1,777,999	-	827,082	920,889	906,603	1,421,778	6,779,679
1180	118,408,389	34,840,502	14,904,750	10,476,346	5,808,453	6,683,820	6,699,903	1,322,004	6,122,877	5,639,271	1,837,422	1,112,789	8,403,632	15,458,229
1181	46,461,294	13,068,463	4,602,786	5,032,089	2,925,639	3,032,089	1,464,139	1,519,290	-	-	-	867,708	-	2,251,296
1182	22,794,126	6,364,650	1,556,353	1,301,861	-	-	3,429,325	3,988,927	1,148,100	-	-	-	-	-
1183	55,159,104	14,950,823	6,270,159	6,403,981	2,804,259	1,063,005	-	816,546	-	-	-	918,333	1,248,462	5,080,823
1184	228,969,246	78,191,310	27,720,831	26,759,232	13,443,387	10,633,302	7,574,511	6,595,056	8,029,200	6,765,657	-	989,502	1,212,196	39,376,104
1185	56,632,225	21,960,463	8,623,364	6,952,337	4,645,471	1,676,304	-	-	904,965	-	2,109,288	-	2,895,963	4,377,849
1186	46,330,062	20,234,034	5,268,224	3,255,463	4,049,850	3,040,761	-	2,538,785	3,352,140	1,516,809	-	1,539,584	1,086,714	3,389,718
1187	109,589,516	34,781,108	12,243,492	9,939,323	6,867,237	6,649,824	1,718,824	4,629,326	2,699,124	2,099,419	-	-	1,952,071	25,548,314
1188	114,366,493	38,651,808	17,928,642	8,307,259	6,319,846	7,293,440	694,943	3,739,323	1,716,093	1,788,623	3,187,593	1,880,163	2,411,652	20,577,135
1189	61,241,686	23,149,686	9,200,277	9,537,729	4,919,910	2,658,399	2,962,888	1,304,265	1,479,411	-	-	901,056	-	11,528,253
1190	13,256,671	6,070,282	2,561,184	1,251,951	-	1,651,172	-	-	-	-	-	-	-	1,940,182
1191	106,456,272	36,369,039	14,870,873	15,522,054	8,654,493	3,159,492	4,178,213	1,424,703	7,947,933	2,940,705	-	1,704,360	10,028,667	10,028,667
1192	192,461,685	62,853,946	24,869,748	21,725,326	15,785,544	7,951,101	4,958,409	1,611,321	4,638,616	2,151,393	2,019,297	3,967,466	807,879	29,323,327
1193	100,299,590	33,198,980	17,036,425	9,714,201	5,895,101	5,531,733	7,193,031	-	536,024	-	-	3,082,620	-	18,273,405
1194	276,863,071	86,855,724	43,281,471	26,159,076	20,964,189	15,137,236	6,287,886	5,869,263	6,819,474	5,846,418	3,922,026	3,367,540	5,022,628	47,320,220
1195	80,869,507	29,516,874	18,171,036	9,690,771	2,016,972	6,294,639	1,716,132	9,757,973	4,146,211	-	-	732,260	-	7,539,693
1196	162,232,891	53,678,352	27,365,543	21,894,338	14,536,056	9,134,250	3,478,770	2,525,759	2,482,787	-	-	2,465,053	-	14,932,889
1197	76,313,721	23,749,866	12,346,541	6,988,237	3,224,832	3,003,511	542,949	-	1,503,734	-	-	-	-	12,466,527
1198	130,731,063	41,977,461	24,621,714	16,795,981	6,828,537	12,207,432	2,874,385	4,474,068	6,785,892	4,789,163	-	2,766,528	4,942,485	8,683,329
1199	389,543,308	121,803,510	51,143,468	30,576,225	16,431,480	15,957,267	13,993,375	9,570,327	7,269,081	6,785,892	5,906,478	4,221,609	5,715,738	96,262,767
1200	96,970,021	38,032,422	19,782,789	14,379,363	2,736,900	3,162,030	1,974,466	1,596,689	5,460,608	3,150,954	-	-	-	5,694,112
1201	76,564,961	30,547,865	9,862,133	9,770,949	2,412,972	6,752,862	1,794,765	614,598	1,006,735	-	-	-	-	11,832,462
1202	69,978,676	31,615,142	12,105,243	6,967,717	4,043,940	2,721,294	1,464,886	2,142,465	2,369,871	800,031	-	-	1,892,970	1,944,206
1203	72,362,727	29,759,280	13,264,989	9,286,225	3,856,123	2,838,326	4,512,819	-	-	-	2,630,829	-	-	6,400,125
1204	104,089,636	46,924,305	21,901,041	8,409,329	4,101,961	4,438,392	4,942,119	3,862,578	-	2,718,114	-	-	1,936,866	1,892,925
1205	221,205,861	91,127,559	36,101,475	26,564,712	15,410,802	18,402,990	5,989,554	1,734,786	3,343,587	3,415,229	2,304,300	5,162,713	-	11,657,154
1206	36,396,193	19,228,329	6,535,005	3,320,299	827,006	3,638,321	-	-	-	-	-	-	-	2,386,203
1207	49,894,857	22,191,141	9,361,826	6,786,871	4,949,507	2,439,973	-	-	-	-	-	-	-	-
1208	22,816,911	8,363,511	2,987,923	743,163	404,564	1,894,719	1,063,066	-	980,718	1,004,580	-	-	-	6,747,633
1209	71,833,119	30,124,395	12,521,610	9,162,466	6,244,158	1,514,088	-	-	589,923	-	2,440,707	-	-	9,265,782
1210	104,305,665	41,277,051	14,972,061	16,632,466	6,148,239	2,539,875	4,227,801	4,133,997	1,667,473	-	-	2,061,339	-	10,625,361
1211	21,162,483	91,265,980	33,594,958	24,589,850	15,530,715	8,103,129	2,696,626	4,716,702	1,013,256	-	-	2,494,875	2,474,127	23,247,069
1212	101,977,608	45,767,916	17,238,654	11,232,654	14,269,014	3,696,755	3,828,224	1,502,897	1,141,968	-	-	1,130,892	-	2,350,572
1213	71,246,416	30,616,854	15,190,171	3,800,220	6,699,456	460,873	3,050,178	3,069,876	-	-	-	2,396,780	-	5,984,028
1214	101,347,878	44,042,246	18,266,457	8,488,428	4,122,114	3,678,158	1,450,629	-	-	3,293,997	-	2,372,274	4,844,436	3,158,656
1215	117,831,955	42,544,005	19,899,364	12,735,078	11,560,218	5,395,965	2,825,862	1,939,462	6,544,719	-	-	2,644,578	1,984,257	9,807,057
1216	36,562,378	11,167,875	5,615,327	3,753,132	3,300,841	1,561,104	-	-	-	-	1,059,180	3,241,784	-	3,478,767
1217	99,881,110	43,156,827	21,106,074	9,346,990	6,388,791	3,980,197	3,600,180	2,470,374	1,328,118	2,975,202	-	-	-	5,258,757
1218	167,486,724	64,140,900	30,199,206	18,817,950	11,072,925	10,771,440	6,674,290	9,432,495	2,886,484	3,009,463	-	-	-	10,501,671
1219	211,965,270	74,632,176	40,922,433	21,071,424	20,760,627	12,615,795	5,123,562	6,177,741	1,837,465	-	-	-	6,281,424	3,860,470
1220	156,179,896	62,350,896	26,268,591	17,848,626	12,282,351	10,199,232	5,750,874	3,532,418	961,140	4,489,067	2,286,889	3,106,257	2,870,115	6,443,400
1221	153,954,174	57,269,381	31,671,544	18,445,24	14,185,791	6,355,785	5,075,856	5,467,012	1,961,588	5,192,007	-	1,631,469	-	8,378,627
1222	132,735,572	43,937,046	19,465,536	20,074,033	9,241,308	7,007,058	4,800,846	4,501,914	4,352,371	1,373,940	-	3,712,260	2,432,304	10,029,819
1223	47,673,873	20,531,025	6,536,833	7,130,563	972,960	-	-	1,495,726	638,959	832,386	-	776,589	-	8,769,942
1224	16,474,463	9,253,113	4,482,732	678,007	825,212	416,863	-	-	-	-	-	-	-	2

參考表 2-北高區一國自負組(含)一高階專業費 (元)

Table with 13 columns (0-12) and 100 rows (1001-1103). Each row contains numerical data for different categories and sub-categories.